

## めん山羊の肉骨粉等の肥料利用再開の検討について

農林水産省消費・安全局  
農産安全管理課

### 1. 現状及び課題

- (1) 我が国における BSE の発生以降、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料の製造及び出荷の停止を要請してきたが、我が国における BSE 発生リスクの低下に伴い、肥料規制についても順次見直しを進めているところ。
- (2) 平成 26 年 9 月に、食品安全委員会等の評価を踏まえ、牛由来の肉骨粉等について、一定の管理措置を行った上で肥料への利用を再開している。また、平成 30 年 4 月には、めん羊又は山羊（以下「めん山羊」という。）由来の肉骨粉の養魚用飼料への利用が再開されたが、肥料としての利用は禁止しているところ。
- (3) めん山羊由来の肉骨粉等の再開については、動物性たん白質の有効利用の観点に加え、事業者からの要望<sup>(注)</sup>もあることから、必要な管理措置を講じた上で肥料への利用再開を検討したい。

〔注〕と畜段階や肉骨粉等の製造段階で肥料利用が可能な畜種とめん山羊との分別管理が困難なために、肥料利用が認められなかった事業場でも肥料原料として差し向けることが可能となる。〕

### 2. 肥料利用に係る見直し（案）

#### (1) 肉骨粉原料の管理

めん山羊の特定危険部位及び死亡畜が、肥料利用される肉骨粉の原料として混入しないように管理

#### (2) 製造工程の管理

レンダリング工場において、肥料利用される肉骨粉の製造ラインをその他の製造ラインと完全に分離して製造するよう管理

#### (3) 肥料製造段階の管理

肥料製造工場において、肉骨粉に定められた量の摂取防止材等を混ぜて肥料の生産を行い、肥料製品ごとに家畜への給与や牧草地への施用をしない旨の表示をするよう管理

#### (4) 国等による確認・監視等

- ・製造工程の管理については、FAMIC が肉骨粉を製造するレンダリング工場に対して事前に確認検査を行い、大臣確認事業所として認定。
- ・肉骨粉原料の管理については、地方農政局がレンダリング工場の原料仕入先に同行し確認。
- ・肉骨粉及び肥料製造段階の管理については、FAMIC が立入検査により監視。

### 3. 今後の対応方針

見直しの内容について、プリオン病小委員会に御意見を伺い、御意見を踏まえて、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼することとした。

#### 【参考】

#### ○と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）

第三条 法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十七 [略]

十八 不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分（別表第一に掲げる部分を除く。）、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分（牛については、別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分を含む。以下同じ。）及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行つた日、処理の方法、処理を行つた者その他必要な記録を処理の日から一年間保存すること。

[以下略]

#### 別表第一

牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄